

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平 成 2 4 年 4 月 2 7 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会会議記録について	3
会派異動に伴う協議事項について	
(1) 議会運営委員会委員について	3
(2) 議場の席次について	3
(3) 会派控室について	4
本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への 対応について	4
「議会運営に関する新たなルール」の検証について	7
委員会委員の改選等について	
(1) 特別委員会について	14
(2) 議会運営委員会理事会について	15
その他	
(1) 住民監査請求について	16
(2) 区民からの要望について	17
(3) 「会派事務職員・議員秘書届」について	17
(4) 議会図書室の新刊のお知らせについて	17
(5) 平成24年度「クールビズ」の実施について	17

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年4月27日(金) 午前10時57分～午前11時56分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局 長 与 島 正 彦 議事係 長 野 澤 雅 己 庶務係 主 査 横 山 淳 二 議 会 法 務 担 当 杉 原 正 朗	事務局 次 長 和久井 義 久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係 長 高 橋 正 美 議会 広 報 係 長 井 口 隆 央 担 当 書 記 上 野 和 貴

(午前10時57分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

レジュメに沿って行うので、よろしくお願いします。

《議会運営委員会理事会会議記録について》

富本理事 まず、1番、理事会の会議記録について。第1回区議会定例会分を皆さんに送付したが、お送りした会議記録について、ご承認いただいてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《会派異動に伴う協議事項について》

(1) 議会運営委員会委員について

富本理事 続いて、2番、会派異動に伴う協議事項についてだが、前回、岩田委員が議運の委員を辞職されたので、新しい議運の委員は、自民からは脇坂議員が就任をするので報告をする。次の議運から、議長指名によって出席をするということになるので、よろしくお願いします。

それと、4月13日付で杉並自民区政クラブと自由民主党杉並区議団が合併し、杉並区議会自由民主党とする会派結成届が提出された。改めて各会派の幹事長の皆さん、よろしくお願いします。

議運の構成員については、資料の割当表では、今は旧杉自が3で公明が3ということであった。それが4、2、2、2、2というような割当表になるが、これは私どもの団でも相談したが、臨時会まで残り1カ月ぐらいなので、それから公明党の委員は、たしか関議員が亡くなってその異動に伴って就任されて、こうなってまた辞職をされるのはさすがに忍びないので、私どもの会派としては、とりあえず臨時会までは、うちが3、公明が3ということでもいいのではないかという話し合いになっているが、皆さん方、それでご了承いただけるか。では、そのような形で、人数に関しては現行どおりで、脇坂議員が新たに入るということで、よろしくお願いします。

(2) 議場の席次について

富本理事 続いて、議席について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。議場の議席については、臨時会までは現行のままということでご了承いただいているが、このたびまた会派の異動等があったの

で、第2回定例会からの議席について資料をお配りした。

新たに結成された自民の議席を少し動かしたのと、杉自から離れた岩田議員の席を15番のところに持ってきたという案である。

説明は以上。

富本理事 これについてはどうか、よろしいか。 それでは、議長のほうから次の本会議でお諮りいただきたいと思うので、よろしく願いをする。

(3) 会派控室について

富本理事 続いて、会派控室について事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。

会派控室については、今回の会派結成前の杉自と自民の部屋を当面そのままご使用いただくという形で考えている。岩田議員が新たに区政杉並クラブということで出ているので、今ちょうど共産党の東側に杉自の控室のスペースがあるが、そこを一部事務局スペースとして使わせていただきたい。当面これで行きたいという形で考えているが、いかがか。

富本理事 岩田議員がネみの左横へ来て、そこにあった物置が移動する。

大体落ちつくのは夏休みというか、第2回定例会が終わるまではばたばたと思うので、当面はこれで、再度整理するのであればするというような形で、そんなイメージだが、うちの会派以外は基本的に余り関係がないお話だと思うので、よろしいか。では、このような形で暫時使用ということになる。また変更がある場合は、当然理事会のほうで説明するので、よろしく願いをする。

《本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への対応について》

富本理事 それでは、本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への対応について。いわゆるユーストリーム問題だが、前回出た意見を踏まえて事務局案を訂正しているので、まずはその説明をお願いします。

議会事務局次長 事務局案、下の部分について、傍聴者から動画同時配信の希望があった場合は、区議会でライブ中継を実施しているので、それをごらんいただくよう説明していく。どうしても動画配信をしたいという方については、注意事項を手渡し、以下の点を理解してもらった上で了承のサインをもらい、申し出を受ける。許可するかどうかの判断については、個別具体的に、議長または委員長の判断ということをお願いをしたい。

手続きだが、ID、使用目的、連絡先等を紙で提出してもらおう。これは申請書みたいな形で様式をつくる。

次に、誹謗中傷等の書き込み等、議会としてふさわしくない書き込みやその目的で個人を集中的に撮るなどの行為は行わないよう、お願いをする。

3点目として、議員からの申し出等により、画像がふさわしくないとと思われる場合には、議長の判断により、撮影の中止または動画の削除を要請する。

また、この要請に従わない場合には、今後、撮影はご遠慮いただくということで考えている。

傍聴者の対応については、いろいろIT技術開発により、利用する技術も変わってくるので、理事会の申し合わせ事項として、具体的にこれで運用していきたいということで事務局の案としている。

富本理事 議員からの申し出等により、「画像等」である。書き込み等もあるので、議会事務局次長 はい。

富本理事 これはずっと話し合っており、「これまでの意見」のところに書いてあるとおり、平行線の部分があるので、事務局としては、たたき台をつくって、基本はご遠慮願いたい、どうしてもという方については、よく注意事項がわかった上でやっていただくということと、ID等がわかって見られるような体制にしておく。それから、ふさわしくないと判断、ふさわしくないものは当然撮らないということが注意事項に書いてあるが、その際にそれぞれの議員が見たりして、これは自分をずっと集中的に撮られていて意図がおかしいというような申し出があった場合には、撮影中止もしくは画像等削除の要請をする。要請をしているのにそれでも守らないということになると、少し悪質なこともあるので、やはりそういう形は今後ご遠慮いただくというような、段階的にそういう形をとる案である。

これは、ネミが持ち帰りという形になっていたが、ご意見はあるか。

小松理事 「傍聴者から動画同時配信の希望があった場合は、区議会でライブ中継を実施しているので、それでご覧いただくよう、説明する。」という部分と「どうしても」という部分は、不要かなと思うが、これでまとまるのであれば譲歩できる。

富本理事 構わない、規制しないほうがいいのかという意見もあったが、どちらかという規制をしたほうがいいのか、認めないほうがいいのかという意見を述べられた方もいると思うが、これでよろしいか。

副議長 そうすると、これは1回は流れるのか。

富本理事 もしそういう形があったら、流れる。

副議長 流れてから私たちが確認するのか。

富本理事 私たちなりが確認するということになる。なので、1回は流れる。流れて、ちょっと悪質だと思われるものに関しては削除するよう言って、削除してもらえばそれでいいし、削除しない人は二度と撮影ができない。今後一切やらせないということになる。だから、そういう場合があっても、それは1回で、被害という言葉がいいかどうかかわからないが、そういうことは1回でおさまるといふことにはなるという基準にはしてある。

山田理事 動画配信の希望があった場合に、事務局はリアルタイムでそれを見してくれるのか、どうか。

議会事務局次長 実際にはそれは難しい。IDがあっても、動画配信だと、区のパソコンでは視聴できない。

富本理事 我々の会派のパソコンとかだったらできるのか。

議会事務局次長 できると思う。

小川理事 おおむねよろしいかと思うが、例えば何か問題が起こった場合はどのようなことを考えて……。これは事務局案なので、議長が事務局に聞いたらいいかかわからないが、何か問題があった場合は、もう一度理事会で議論していくということによろしいのか。

議会事務局次長 基本的には、そういう問題があった場合には、議長名で削除とかそういったことを要請していくということで、それにも応じないということであれば、またこういった場でお話し合いをしていくという形になるか、本当に悪質であれば、訴訟だとか損害賠償だとか、そういう話になる可能性もないわけではないと思っている。

富本理事 実際には議長の判断と書いてあるが、議長も、理事会で協議してくれという形になると思う。ただその内容にもよって、とんでもなく悪質だと、議長もすぐに判断してできると思うが、微妙な部分もあると思う。これであれば、議員からもちょっとこれはやめてくれということはあるので、一応公の人間であってもそれなりの人権もあるので、そういう形で対応できるということで、こういう形になっている。

これはずっと9月ぐらいからやっているの、そろそろ、皆さんいろいろなご意見があると思うが、その後、利用者はいないが、ただ、またユーストリームなんかの配信希望があったら、当然理事会等にも報告をして、皆さんも注意していただく、そんなふうになると思うので、とりあえずご了承いただきたいと思う。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、皆さんのご協力、「画像等」だけ入れて、こちらを正式な案ということによろしくをお願いをする。

《「議会運営に関する新たなルール」の検証について》

富本理事 「議会運営に関する新たなルール」の検証について、これも前回会派持ち帰りであった。これまでの意見を踏まえて、改善案を事務局のほうでまとめた。まずは事務局の説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、資料5をごらんいただきたい。

会期、特別委員会委員長報告、議員提出議案の委員会付託については、これでご了承という形で考えている。

4番の議案審査について、改善案ということでまとめた。議案が付託された委員会に会派所属議員がない場合、申し出により委員外議員として委員会に出席し、付託された議案に対する質疑、討論を行うことを認める。2番目も、討論は5分以内ということでルールを決定していたが、委員の質疑時間について意見があり、本来の委員の質疑時間を制限している場合、例えば10分でといった場合には、委員外議員の質疑時間も委員長の判断でそれと同様にするというようなことを加えている。

また、委員長が意見開陳をしたいという希望がこれまでであったので、そういった場合には、同じ会派の議員が委員外議員として出席して意見を述べるという形で案を考えている。委員長には、公正な立場で委員会運営と指揮をしていただきたいと考えている。

裏面の6番、請願・陳情審査だが、これも下線の部分を加えた。委員の質疑時間を制限している場合は、先ほどと同様、委員外議員の質疑時間についても、委員長の判断で同様にする措置がとれるような形になっている。

その後、これは議論していただく点であるが、補足説明者への質疑を認めるのかどうか。現行では委員外議員の場合は補足説明者への質疑は認めていない。ただ、実際には委員長がかわって行うというような形になっているので、その辺含めてご議論いただきたい。

8番の意見書、決議については、これも、請願・陳情の採択により提出する意見書、決議については、内容的なことは委員会で十分審査されているということなので、意見書、決議については、委員会にまた付託するということは省略してよろしいのではないかとすることを付記している。

その他として、新たな提案があった。一般質問の傍聴者用資料については、質問をする議員が質問の詳細資料を作成し、傍聴席用閲覧資料として提供する。資料は質問日前日までに事務局に提出し、事務局が傍聴席閲覧資料のファイルにつづる。提出された資料は、複写取扱要綱に基づいて、希望があった場合には傍聴者へ写しを有償で交付するという形で考えている。

これはまだ事務局で取りまとめただけの案なので、どういう形で資料を置くのか、そういうことも含めて、公平性とか、簡素な形でできるのか、その辺含めてご議論いただきたい。

説明は以上。

富本理事 この資料5については、今まで皆さんからいただいた意見すべてを採用した形になっているので、もともと、やるやらないとか、認める認めないというところは議論が分かれていることはご承知の上、この紙を見ていただきたい。

それで、順番に協議するが、4番の議案審査について、まず時間の話があった。これは私どもとか公明も言っていたと思うが、15分とここには書いてあるが、ここは良識的な判断で、委員の質疑時間を制限している場合、委員外議員の質疑時間は委員長の判断で、運用でうまくやっていただければいいと思うが、これについてどうか。それからもう1つが、委員長が意見開陳をする場合についてだが、この2点、いかがか。

私どもの会派は、これで問題ないと思うが。

小川理事 「委員の質疑時間を制限している場合」というのは、私も長くやっているが、質問の時間制限は、一巡目、二巡目はあるけれども、基本的にない。その辺の判断というのは。

富本理事 委員長によっては、とりあえず一回り10分でお願いするとか、例えば総財なんかで議案が多い場合には、そういうふうになっている。

小川理事 それはどこの委員会もやっているかと思うが、例えば10分でお願いするといった場合は、委員外議員は……

富本理事 15分以内と書いてあるので、まあ10分以内でと、そういう意味である。

委員外議員の場合はほかの委員がやった後なので、基本的には質問に関してはそんなに数はないはず。意見を言わない限りは。

山田理事 たしか、委員長が意見開陳を希望する場合というのに、うちだけ反対ということで持ち帰りになっていたと思うが、基本的に、委員外議員として出席して意見を述べるというのが議事を進める上ではスムーズではないかという話ではあった。ただ、委員長が意見開陳をすることもあえて制限するべきではないという話で、文面として委員長が意見開陳をできるようなものであれば納得できる。例えば、委員長が意見開陳を希望する場合は、同一会派の議員が委員外議員として出席することは前提としてはいいが、意見を述べることができるというようなニュアンスとして含むというのだったら乗れる。やはり委員長が意見を開陳するという権利も保障するべきだという意見である。

富本理事 意見を述べるのが望ましいとか、そういうこと。

山田理事 「こととする」でも、大丈夫と言ったら大丈夫だと思うが。

富本理事 そこは議会の申し合わせというか、雰囲気の中で。

山田理事 これ自体申し合わせのこと。

富本理事 要するに委員長は絶対だめというのは困るということか。

山田理事 はい。

富本理事 共産さんは制限と闘ってきた歴史があるから。

小松理事 私も1点確認したいのが、委員の質疑時間を制限していない場合でも15分以内ということか。

富本理事 はい。これはもともと15分以内が最高。

小松理事 それと、「意見を述べることとする」というのを「ことができる」ぐらいが私もいいというふうに今思っている。しかし、おおむね……。

富本理事 前段のところは大体皆さんご了解いただいたと判断している。

2つ目のところ、どちらでもいいが、そうしていただいたほうがいいというのが2会派からご希望が出ているが、このままでいいのか、「意見を述べることができる」というのはどうなのかとは思う。

議会事務局次長 できる規定にしてしまうと、委員長の判断では、事によれば何回も意見を言うことが可能な表現になるということと言えるのかなと。

山田理事 重ねて言うが、基本的には委員外議員が発言するということは、議事の進行上はいいと思う。ただ、制限をするというところが読み取れなければいいという程度で、例えば「意見を述べることとする」でも、申し合わせでそういうのを制限するものではないというのであれば、うちとしては大丈夫である。

富本理事 では、そういうニュアンスというか、考えを組み込みながらやるのか。

議会事務局次長 表現の方法になってくると思うが、そうすると「原則として」だとか、原則としては委員外議員が出席して発言をする。ただ、どうしても委員長がやりたければ原則を外してできるような形の表現、「原則として意見を述べることとする」という形で、例外もあるというような表現でいかか。

富本理事 それでどうか。

小松理事 結構である。

富本理事 では、「原則としては」どこへ入れればいいのか。

議会事務局次長 「原則として同一会派の議員が委員外議員として出席し、意見を述べることとする」と。

富本理事 では、「場合は、」の後に「原則として」を入れる。 では、よろしいか。

委員長が会派の中で1人だけ意見が違う場合もあるかもしれないから、それも含めてそういうことにしておく。ただ、この申し合わせのとおり、基本として委員外議員が行うことは、改めてご理解をいただきたい。

では、4番についてはそういう形でご了解いただいたと判断する。

次、6番で、前段は時間の話なので先ほどと同じ。これはご了解いただいて構わないと思うが、よろしいか。

次の「補足説明者への質疑を認める」これは意見が分かれており、公、民は不要と言っていた。共産党、ネみどりがやらせるほうがいいという意見だったと記憶をしている。

小川理事はやらないほうがいいという話だったと思うが。

小川理事 その理由か。ちょっと今は……。

島田理事 委員と委員外議員の差がなくなってしまうということでは。

井口理事 やっぱり委員の立場をしっかりと区別したほうがいい。

富本理事 今は文章で提出して委員長が代弁というか、質疑するという形になっている。

たしか共産、ネみはそうではなくて直接やったほうがいいという意見。でも、それはやるかやらないかなので、多分ずっと平行線……。

現実どうか。これまで、新しいルールになってから請陳の審査もあったと思うが。

議会事務局次長 たしか請願・陳情の中で委員外議員が質疑、意見を言った例は……

富本理事 そうではなくて、質疑、今は委員長が代読。

小川理事 文教で、けしば議員から、私が補足説明者に質問した記憶がある。

富本理事 特段それで何かあったのか。

小川理事 特段問題はなかった。

富本理事 これについてはずっと平行線なので、とりあえずは現行どおりということでもよろしいか。そんなに数もないとは思う。お気持ちはよくわかるが、認めないという人と認めるという人がいて、これは折衷案がないので、原則は今委員長が代読という形でも、質問が全くできないというわけではないので、ご理解をいただきたい。

小松理事 質疑を認めるべきという考えだが、理解する。

山田理事 同じく。

富本理事 では、そういうことで、一番下のことは外すということで、今までどおり委員長が代弁するというような形をお願いする。

それでは次、最後の9番。これはネみが提案した件である。一般質問者にもう少し詳しく資料を提示してはどうかということだが、これも、やるやらないということもあるのと、もしやるということになると、余り不公平が生じたり、人によっては資料が30枚

もあるような人もいれば、1枚しかないような人もいるとかいうのもあるので、それから事務局の手間とかそういうことも考えていかなければいけない問題である。

前はたしかおおむね賛成の意見が多かった。ただ、書式を決めたほうが良いという意見もあった。

小川理事 たしかもう1回持ち帰りというか、改めてということで、ちょっと修正をさせていただきたいが、前回はおおむねいいということであったが、今座長が言われたようにさまざまな問題点があるのではないか。今の質問用紙に少し、例えば「何々について」の下にサブの質問項目だけを載せれば、それで事足りるのではないかというようなことに変更させていただきたい。

富本理事 私どももそれに近い考えである。

井口理事 さっき座長が言ったように、人によって不公平感が出ると思う。だから、やるとしたら書式を定めてはどうか。

富本理事 実際、例えば我々が質問するときに「行政改革について」という質問通告をする。これでは、何の行政改革についてかがわからないので、例えば書くのであれば、「職員のことについて」とか「ホームページの統一化について」とか、そういうことを少し書くような、やるとしたら、事務局で同じフォーマットをつくってそれに書き込むとか、それが現実的ではないかということは事務局とも話しをした。多分民社もそういうことを言っていると思うが。確かに今のだと、「行革について」とか「区長の政治姿勢について」と書いてあっても、何のことを質問するのかわからないので、中にはイ、ロ、ハ、ニとたくさん書いている方もいるかもしれないが、その辺はどういう扱いにしているのか。あの書き方は今どういう扱いをしているか。

議会事務局次長 事務局で受けるときは、質問内容がある程度わかれば、ただ「所信表明について」みたいな話だと修正いただくことはあるが、基本的には各議員の判断で質問通告をいただいている。通告自体もどういう内容なのかわからないものも、実際には幾つかあるだろうと思っている。それをヒアリング等で補っているというのが実情。質問通告の内容も少し考えたほうがいいのかもわからない。

富本理事 例えば私も、質問しても、イ、ロ、ハ、ニと余り書いたことはない。例えば「行革について」と書いているだけである。書けと言われたら書くが。だから、そこは結構ばらばらで、どう書くのか、形になっている部分もあるので、そこは統一して、最初に出す紙は「行政改革について」としか書かなくて、傍聴者のほうにだけもうちょっと詳しく書くようにするとか、イ、ロ、ハ、ニもやめるのかとか、そこもあわせて考えたほうが良い。

島田理事 あれは、質問通告のペーパーに合わせてそれだけ載せているということか。

議会事務局次長 基本的にはそうである。

島田理事 問題は議会側だ。

議会事務局次長 質問通告の中にある程度細項目で出してもらって、それをお見せするのも1つの方法かもしれない。

富本理事 質問通告を出すときには質問が固まってないという人もいることはいる。だから、行革についてやろうと思っているが、4項目やるのか3項目やるのかが決まっていなくて書き切れないという人がいるということもある。

議会事務局次長 そうだと思う。

島田理事 では、フォーマットを決めて、再提出を認めるような形にすればいい。

富本理事 それでどうか、発案者としては。

小松理事 フォーマットを決めて、傍聴者が希望すればそれを配布すると、そういうことか。

議会事務局次長 この一番下に書いてありますけれども、希望があれば有償で交付をする。

小松理事 希望する議員で傍聴者も希望する場合でいいと思う。フォーマットが必要ならまあいいが。

議会事務局次長 事務局でお配りするとなると、そういうフォーマットをある程度決めたい。各議員の政治活動として個人で配るとか、そういったことは別に構わないと思うが、傍聴席で見せるとなると、やはり一定の公平性だとか様式だとか定めないといけないので、案としてお示ししている。

小松理事 私どものイメージとしては、その日質問することの要旨をある程度まとめて、ただ傍聴者が議場において聞いていてもわからないので、言葉では聞き取れない部分もあるうし、どういう主張がしたいのかということをおあらかじめ知っておいたほうが傍聴する人にとっても助けになるというような意見もいただくので、これができればということ。フォーマットを定めることで可能になるのであればそれでもよい。

富本理事 主張まで書くと、少し話は違うような気がする。私はこう思うといったことまで書くのは、違う。「行革について」をもうすこし細かく書くというのはいいいが、それについてどう思う、ああ思うと書くと、何か違うというかぴんとこない。何と説明したらいいのかわからないが、それはそれこそ聞いてくれればいいという話ではないのか。

小松理事 フォーマット次第だと思う。一応案をいただいて、それを持ち帰りたい。

島田理事 基本的には、質問通告のときに1人1人出てくるが、けしば議員がやっているような、1、それから とか とか、あれぐらいのが大体のイメージという感じはして

いるが、もっと細かくするというのは余り現実的ではない。

富本理事 紙に賛否とか書くのはちょっと違う。内容についてわかれば、あとは聞いてもらえばいいという話だと思う。基本的に一般質問だから。自己主張を言うというのは、質問とはちょっと違う。それは発言となる。

議会事務局長 政治家と有権者としての関係で配布物があったりするという場面と、議員が質問をするという議会活動、そこの分けというのは一定の線引きが出てくると思うので、それを離れたところでの活動までを拘束するわけではないが、議場の中で、委員会の中での活動というのは一定の制限があるという気がする。

小松理事 では、できればフォーマットをつくっていただきたい。簡単なものだと思うが。そうすると、こちらもイメージができる。

議会事務局次長 では、今いろいろご意見があって、例えば「行政改革について」で、書けるようなフォーマットの案をおつくりして、皆さんにメールなり何なりでご配付して、次回ご意見をいただくという形でよろしいか。

富本理事 それと、さっきも言ったように、現実問題、最初は「行革について」と書いてあるけれども、細かいことはまだ固まってないという人がいる場合、いつまでに出してもらわなければ困るとか、そういうことも考えておいてほしい。通告をした後から質問日までは間があるわけだから、初日の2日前までに出してくれとか、そういうことも決めないとまずい。

議会事務局次長 はい。新たな提案の中では質問日前日となっているが、それでいいのかわくともまだご議論があるところだと思っている。事務的には、当日そろえておけばいいだけのことなので、大変ではないと思っているが、ルールとしてどこで切るのか。

富本理事 それは今話が出たので事務局で案をつくってまたご相談するという形で、9番についてはそういうことで、やる方向だけれども、内容については保留ということでご理解いただきたい。

議会事務局次長 8番の意見書のところ、付託省略の件も。

富本理事 8番はよろしいか。意味のないことを2回やるということになるので、これは一応原則として書いておくということで、ご了解いただきたい。

《委員会委員の改選等について》

(1) 特別委員会について

富本理事 それでは次。5月の末に臨時会も予定をされているが、各常任委員会が任期満了ということで改選をする。1年任期である。

それで、特別委員会についても、たしか最初の代表者会議のときから私どもも主張したが、特別委員会は今5つあるが、これの改廃というか存廃、新たにこういうことをしたほうがいい等々、それぞれ考えていったほうがいいということはある。

例えば存廃について、まだ会派で話し合われてない部分があるかと思うが、きょうの段階で意見があれば言っていたらいいと思うが、いかがか。

井口理事 医療は、議事録をざっと見たが、ほぼ議論が尽くされていると、私個人的にはそう思う。医療問題については皆さんで考えていただきたい。

島田理事 総合病院も来ることになり、がん対策も大分こととして整ってくる。医療問題はそろそろ、特別委員会でなくても保健福祉委員会で十分審議できる。特別委員会としては4つぐらいが妥当ではないかと考えるので、その線でお話し合いいただきたい。

富本理事 医療を廃止して、現行の残り4つでどうかという意見である。

小川理事 昨年、8年ぶりに4委員会から5委員会になったということで、さまざまな議論をして5つにしたということだが、医療とかさまざまあるので、議論して一たん整理するのはいいのではないか。まだ会派で話し合っていないが、4つぐらいがいいと思うので、今後の議論を注視していきたい。

山田理事 医療についてはやはりいろいろな意見が出ている。もう議論は尽くされたという意見もある。ちょっと持ち帰って話し合いたい。

小松理事 昨年も医療は要らないという意見。その後も変わっていない。

富本理事 今、医療のことばかりクローズアップされているが、ほかの4委員会もあるので、きょうは投げかけなので、個人的なご意見の方もいるが、医療以外の委員会もどうなのかということも含めて、それぞれの会派でご検討いただきたい。

それで、考え方としては2つ、とりあえず5月9日までに事務局としても数は決めてもらわなきゃいけない。5委員会にするのか4委員会にするのか。割り振りの関係もあるので。できればそのときまでに内容も決めていただければいいが、悪くても5月9日には数は決めていきたい。その次は14日なので、そのときぐらいまでには中身も、もし変更する部分があるならば、4委員会にするのか5委員会にするのかが決まった後に、内容も含めて最終的なことを決めていただきたい。ゴールデンウィークも入るので申しわけないが、9日までにはとりあえず委員会の数は決めていただければと思う。できれ

ばそこで中身も決めたいので、よろしく願います。では、これは持ち帰りの検討ということをお願いしたい。

(2) 議会運営委員会理事会について

富本理事 続いて、議運の理事会についてである。現在規則では7名以内だが、交渉会派は5会派である。人数の適正化ということを見ると、一応議論していかなければいけない問題だと思うが、これについても持ち帰りになるか。7名以内ということに今なっているが、現実には、関議員がご逝去された後は、5会派プラス座長が1という形で6名でやっている現状がある。たしか小川理事が最初やったときは交渉会派の人数とイコールであった。最初理事会制度がスタートしたときはそういう考え方もあったし、いろいろな考え方があると思う。それから、もし人数を変更する場合は会議規則を変更しなければいけないということがあるので、ここに至る過程は、皆様もご承知のとおりいろいろなことがあったので、改めて議運の理事会の人数の問題についても考えていかなければいけないと思うが、本日の段階で特段意見はあるか。

島田理事 これは人数を明記しなければいけないのか。例えば交渉会派数プラス1名とか、そういう表現で可能なのだろうか。

議会事務局次長 交渉会派をどう定義するかという話になってくる。それを定義できれば交渉会派、もしくは4名以上の会派プラス1名とか、そういう規定はできると思う。

富本理事 それと、今は7名以内になっているから、そこはいじらないで、申し合わせでそういう形で運用する。現在がそうである。そういう形をとるということも1つ考え方もあると思う。

それから、私もやっていて思うが、座長と会派の代表、全く同一みたいな形は結構づらいという現実もある。小川理事もやられたと思うが、司会しながら自分のところの意見を言うというのは結構バランスもあるので、その辺はプラス1ぐらいが妥当なのかというのは、個人的な意見としてはある。座長会派は2人出したほうがありがたいという現実を感じている。それについても含めてお考えいただきたい。

小川理事 いろいろな考え方があるかと思うが、当初、理事会を何名にするかということで、交渉会派ということもあったが、その規定がなかったので、ではどうしていこうかということで、本会議の答弁で、基本的には交渉会派の人数で決めたという答弁をさせていただいているかと思うが、私たちの会派としては、プラス1で、その線で行きたいと、今のところ考えている。

山田理事 この間うちがいろいろと言ってきたこともあって、僕は今ここにいるが、3名

から4名というところについてもまた、次の理事会のときにいろいろ意見を持ってきたほうがいいということか。

富本理事 それは切り離して考える方と切り離さない方がいるので。

そういうことなので、今いろいろな意見が出たので、これは改めて考えていく問題なので、それぞれ持ち帰ってご検討を。

これはいつごろまでに結論を出すか。 14日ぐらいか。

では、そういうことで、臨時会の日程もあるので、ある程度のところでまとめていきたいと思うので、よろしく願いをする。

《その他》

(1) 住民監査請求について

富本理事 その他。住民監査請求について、説明願う。

議会事務局次長 4月25日付で監査委員あてに、22年度分の政務調査費に関する住民監査請求書が提出された。これは前回出ているものと同様である。

今後の予定としては、政務調査費の交付に関する条例第11条、議長の調査ということで、請求人からの指摘事項に対する考え方、前回もつくっていただいているが、いわゆる抗弁書の作成をお願いしたいと思っている。この理事会終了後に、依頼文と請求内容を添付したものを各議員のポストにポスティングをすることで考えているので、よろしく願いしたい。

監査の最終時点が2カ月間という期限があって、申しわけないが、提出期限が物すごく短くて、5月11日までということをお願いしたい。

富本理事 監査請求された方々は、いつもの方々か。

議会事務局次長 はい。

富本理事 それから議員の対象者は。

議会事務局次長 会派でもらっているところは会派で、会派と個人があるところは会派と個人、両方となる。あと、受け取ってない方がいるので、その方には出てない。あと、関議員の分は出てない。

富本理事 22年度分だから勇退された方の分も出ているのか。

議会事務局次長 出ている。その方にも意見をお伺いしないといけない。

富本理事 それに関しては事務局のほうでやっていただくのか。

議会事務局次長 はい。

富本理事 では、今お話があった。ほぼ全員に出ているみたいなので、抗弁をされる方は

5月11日までに抗弁書を提出いただきたい。ゴールデンウィークを挟んでいるので、連絡も大変だと思うが。その内容は、これが終わったら各議員にポスティングされる。よろしく対応をお願いします。

(2) 区民からの要望について

(3) 「会派事務職員・議員秘書届」について

(4) 議会図書室の新刊のお知らせについて

(5) 平成24年度「クールビズ」の実施について

富本理事 次に、区民からの要望について等の説明をお願いします。

議会事務局次長 まず、資料7。半年に1回皆さんにお配りしている区議会に対する区民からの意見、要望である。9月から3月分までということで6件あった。後でご確認いただきたい。

次に、会派事務職員・議員秘書届ということで、これも年度ごとに出していただいているので、引き続き事務員・秘書になられる方についても再度出していただきたい。

富本理事 提出期限は。

議会事務局長 速やかに。

富本理事 15日ぐらいでいいか。

議会事務局次長 はい。

富本理事 では、事務員のある方は15日までに提出願う。

議会事務局次長 次に、前回の理事会で図書の関係でご要望があったので、新刊の図書が入った場合には、今、招集通知等の掲示板があるので、そこに掲示をさせていただく。

次が24年度クールビズの関係で資料8。区のほうでは5月1日から10月31日までクールビズを実施することで、昨日決定をしている。環境省のほうでも同じ期間クールビズということで周知を図った。議会としても昨年と同様5月1日から10月31日までクールビズということで、ノーネクタイとか上着の着用だとか、そういったものについては緩和をすることで考えていきたいが、いかがか。

富本理事 今説明があった。まず区民からの要望については、いつものとおりである。

それから事務員については、先ほど言ったように、事務員がいる会派の方は5月15日までに届け出をすること。

それから新刊図書に関しては掲示板に張るということでよろしく。ネみはとりあえずそれでよろしいか。

小松理事 はい。

富本理事 クールビズについては、昨年と同様で5月1日からということである。

小川理事 昨年同様ということは、昨年から始まった本会議場においてもクールビズということによろしいか。

富本理事 はい。では、本会議も含めてクールビズ対応ということで、清潔感のある控え目で落ちついた服装でお願いをする。

では、きょうの議題は以上だが、以前理事会で議題となっていた各種審議会の委員の推薦については、今各会派の意見を伺ったところでいろいろな意見が出ており、ちょっと臨時会に向けた対応の中では決め切れないということがあるので、これに関しては引き続きの検討課題で、今臨時会では現行どおり対応ということで、次の時期まで据え置きということをご了解いただきたいが、よろしいか。 では、そのようにする。

本日の議題は以上だが、何かあるか。

議会事務局次長 事務局から2点ある。

まず第1点目が北朝鮮の関係で、また核実験の準備が進められているという報道があり、これからゴールデンウィークに入るが、閉会中であるため、議長と協議の上、今までと同様の要望書を提出するということをご了承いただきたい。それが1点目。

もう1点が印刷室の紙折機だが、今年度から新しい機械をリースした。これの使用説明会を行うので、5月9日1時半から、よく使われる方は聞いておいたほうがよろしいかと思うので、このお知らせを各議員にポスティングさせていただく。

富本理事 ほかに何かあるか。よろしいか。 なければ、議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時56分 閉会)